

横浜市行政不服審査会答申
(第95号)

令和2年12月15日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「小児医療費受給資格喪失処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

本件は、横浜市小児の医療費助成に関する条例（平成6年9月横浜市条例第34号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が審査請求人の次女（以下「本件対象児」という。）について医療費助成を受けていたところ、横浜市長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人の令和元年中の所得の金額が横浜市小児の医療費助成に関する条例施行規則（平成6年11月横浜市規則第112号。以下「規則」という。）で定める額を超過したことを理由として、審査請求人に対し、令和2年7月22日付けで同年8月1日以降の小児医療費受給資格喪失処分（以下「本件処分」という。）を行ったため、審査請求人が、これを不服として本件処分の取消しを求めて審査請求を行った事案である。

3 審査請求人の主張の要旨

本件対象児は、出生時の体重が7**グラムであり、現在も成長ホルモンの注射を行っているが、同注射は思春期にかかるまで続くものであり、費用も高額である。審査請求人の現在の所得では、この治療にかかる費用を賄いきることができない。このような事情を鑑みず、特定の傷病等に伴う助成対象の例外規定を設けずに一律に資格を喪失させることは、違法又は不当である。

4 処分庁の主張の要旨

本件処分は、令和元年の審査請求人の所得に対して条例第4条第2項の規定を適用して行われたものであり、審査請求人の所得の額は条例及び規則に定める以上の額になるから、本件処分は何ら違法又は不当ではない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 条例の定め

横浜市における、小児医療費に対する助成は、条例により定められた基準により行われており、法律上の根拠はない。

条例第2条本文は、「「小児」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又はこれらに準ずるもの（中略）を卒業する日又は修了する日の属する月の末日（中略）までの間にある者」と規定し、「小児」を同条各号は、乳児（1歳に達する日の属する月の末日までの間にある者）、幼児等（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち乳児以外の者）及び児童（小児のうち乳児及び幼児等以外の者）と分けて規定する。

条例第3条は、原則として、横浜市内に住所を有する者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に定める被保険者又は健康保険法（大正11年法律第70号）等に定める被扶養者を助成の対象となる小児とするが、条例第4条第2項において所得制限を設け、その額について規則に委任している。

(2) 規則の定め

規則第4条の2は、「条例第4条第2項に規定する規則で定める額は、同項に規定する扶養親族等及び18歳に満たない者がいないときは5,320,000円とし、同項に規定する扶養親族等及び18歳に満たない者があるときは5,320,000円に当該扶養親族等及び18歳に満たない者1人につき380,000円（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下この条において同じ。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき440,000円）を加算した額とする。」と定めている。

規則第4条の4第1項は、「条例第4条第2項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職

所得金額及び山林所得金額、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額（中略）の合計額から 80,000 円を控除した額とする」と定めている。

(3) 審査請求人の所得制限額と所得額の比較

これを審査請求人についてみると、その扶養親族等は 2 人であり、審査請求人の所得制限額は、6,080,000 円となる。

これに対し、審査請求人の令和元年中の所得金額は、6,2**, **円であつて、規則で定める控除額 80,000 円を除いても、審査請求人の所得制限額を超える。したがって、本件処分を行った処分庁の判断に違法又は不当な点は見当たらない。

(4) 審査請求人が助成対象とされないことについて

審査請求人は、本件対象児に成長ホルモン注射等の治療が必要であることから、条例に特定の傷病等に伴う助成対象の例外規定がなく、原則どおり、審査請求人を助成対象としないことが違法又は不当であると主張する。

小児医療費の助成については、法律によって規定されているものではなく、各自治体が各自治体の財政状況や政策に基づいて条例及び規則を制定し、助成対象を設定しているものである。したがって、条例及び規則に従って本件処分を行った処分庁の判断に違法又は不当な点は見当たらない。

(5) 結語

以上のとおり、本件処分は適法かつ妥当なものであると認められるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(6) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(7) 結論

以上のとおりであるから、5 の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和2年8月26日	・ 弁明書等の提出依頼
令和2年9月15日	・ 弁明書及び証拠書類の受理
令和2年9月23日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和2年10月13日	・ 物件提出の求め
令和2年10月15日	・ 反論書等の提出依頼（再通知）
令和2年10月22日	・ 反論書の受理
令和2年10月23日	・ 物件の受理
令和2年10月28日	・ 反論書の送付
令和2年10月28日	・ 物件提出の通知
令和2年11月12日	・ 審理手続の終結
令和2年11月18日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和2年11月24日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和2年12月15日	・ 調査審議